

## 安全対策の視点からみたラグビーフットボール 競技規則の変遷について

齊藤 武利・河野 一郎・江田 昌佑

### A historical study on the changes of rules in rugby football from a viewpoint of safety

Taketoshi SAITOH, Ichiro KONO and Masasuke EDA

In rugby football, the continuity of play and the safety of players have been matters of concern over the past decade. The authorities have been trying to make the game safer by means of changing the rules related to this issue. Therefore we could understand the game further if we studied the historical changes of rules. We can hardly find any studies regard this aspect of rules in Japan.

The purpose of this study is to investigate the changes of rules in Japan after the second World War from a view point of safety.

We could not get the information about the changes of the rules directly from the International Rugby Football Board until 1958. The rules related to scrum has been changed to make the play safer 19 times since 1945. After the midst of 1970 the rules has been changed frequently. Almost the changes of the rules related to the safety has been changed 19 times. The rules related to tackles has been also changed 12 times. These changes of rules has made the game's quality different. Study on the changes of rules might be essential for understanding and developing the game.

Key words : Rugby football, Laws, Safety, World War II

#### はじめに

現代のラグビーフットボール（以下、ラグビーと略す）（注1）は、全世界の人々に知られるスポーツとして発展普及させるために毎年のように競技規則（以下ルールとする）の改正を実施してきた。それはラグビーをプレーする側、つまりプレーヤー本位の論理のみではなく、“プレーを見る側”の論理によって、ゲームが中断せずスピーディーでおもしろいゲームにするため行われた取り組みの一つであった<sup>3,6)</sup>。

ラグビーにおけるルールとプレーは、戦略戦術にも関わりの深いものである。ルールを統括しているインターナショナル・ラグビーフットボール・ボード（注2）（以下IRFBと略す）では、様々な

課題を毎年のように検討し、議論を重ね、よりよいラグビーを志向してプレーを規定してきた<sup>6,8,12)</sup>。

ラグビーの発祥国である、イギリス（以下英国とする）のイングランド協会（注3）が発刊したEVEN BETTER RUGBY<sup>11)</sup>によれば、ラグビーのルールは、本来LAWSと呼ばれるものであり、それはラグビーの本質を変えるものでなく、ラグビーの楽しさやおもしろさを追求する根本的精神を含んだ規則であるとしている。したがって、過去のラグビーを継承した現代ラグビーを理解し、今後のラグビーの普及、発展をめざすために、ルールの歴史の変遷を把握することは、非常に意義あることとしている。

また、中村<sup>20)</sup>はスポーツのルールを考察検討する

場合、過去のルールを研究することは、未来のスポーツのあり方をも展望することにつながると明言しており、守能、菅原ら<sup>17,24)</sup>も、スポーツにおける過去のルールの歴史の変遷を整理することの大切さを述べている。

これまでラグビーのルールに関する研究は、数十年にわたるルール改正の内容について各条項毎に整理した英国の資料がある<sup>4,22)</sup>。わが国においては、この英国の資料をもとに、競技場の条項に限定してルールの変遷を整理した1983年中村<sup>19)</sup>の資料と、ルールの条項毎に整理した1981年池口、川田ら<sup>6)</sup>の報告の他は見あたらない。

しかし、いずれの報告もルールを各条項毎に綴った資料であり、ルール全体としての年次の推移について綴ったものではない。したがって、年度毎に変化するルールの全体像、それに関連して変化するプレーの内容等も含んだ現代ラグビーの全体的な流れを把握することは難しかった。また、未来へ向けて現在のラグビーが何を志向しているのか、それを明確に示すことは意図していないものであった。

ラグビーのルール改正を変遷し、その意図するところを検討しながら、ルール自体に内在しているラグビーの基本的意志（注4）について考察することは、現代ラグビーの普及、発展過程について理解し、さらには今後のラグビーの方向性を考察する一助となるものと思われる。

## 目 的

近年のラグビーにおいては、特にプレイヤーの重症外傷や障害の防止、さらに健康管理など安全対策の視点から多数の報告がされている<sup>2,5,7,12,13,15,16,18,21,25,26)</sup>。このことから、ラグビーにおける安全対策が重要な課題としてクローズアップされていることがうかがえる。しかし、わが国においてルールの改正と安全対策の関わりについて究明した報告は見あたらない。本研究は、戦後のルール改正の年次の推移を整理することによって、近年のラグビーの方向性を検討し、安全対策に関する項目を中心に考察し、いかに安全対策が重要視され、ルールが変遷してきているかを明確に示そうとしたものである。

安全対策の観点からルール改正の歴史の変遷を検討するにあたって、ルール改正とそのプレーへの影響、さらには安全対策の取り組みについてな

ど、わが国のラグビー界全体の流れを整理することは、現代の日本ラグビーをより理解し、今後のラグビーを指向するための貴重な資料として、有効活用できるものとする。

## 対象および方法

わが国において、過去のラグビーに関する資料を収集しようとした場合、第二次世界大戦の影響は大きく、第二次世界大戦以前の明確な資料を見つけることは、非常に困難である。

そこで、第2次世界大戦後の1946年(昭和22年)以降の日本ラグビーフットボール協会(以下日本協会とする)で毎年発刊された“競技規則”を主な資料とし、研究を行った。また、ルール改正がどのようにプレーへ影響を与えたかなど、近年のわが国におけるラグビー界の流れを把握するために、昭和26年に発刊された日本ラグビーフットボール協会機関誌“RUGBY FOOTBALL”およびその他日本ラグビー史に関連する記述<sup>6,9,10,23)</sup>等を参考資料として、第二次世界大戦以後のルール改正点を年次的に整理変遷した。

わが国のラグビー界に、英国で行われたルール改正の内容が同年度内に伝達されるようになったのは、昭和33年(1958年)のことである<sup>1,6,9,23)</sup>。これは、まず英国からニュージーランド(以下NZと略す)協会に伝達されたものを、NZ協会の好意により同年度内にわが国に伝達されたものである。つまり、わが国のルールが確実に英国のルールと同じ年度内に伝達され、同じ条件でプレーされて、変遷していくのは昭和33年以降である。

ある条項は英国と同じ年度内に伝わらず、わが国では1年遅れて実施されたり、日本国内でもルールの解釈の問題が生じたりもした。つまり、日本のルールに関しては、英国のルール改正の内容が同じ年度内に伝達されてくるようになるまで、英国のラグビーとはやや異なるルールの下でプレーが行われていた可能性を否定することはできない。

実際、本研究の昭和33年までに実施されたルール改正の条項の記述は、英国 Gadeney<sup>4)</sup>が示したルール改正の年度より若干遅れて実施されている条項もある。

しかし、わが国におけるルール改正と安全対策の関わりについての検討をする場合、そして過去の日本ラグビーの歴史の変遷を正確に把握、理解

するためには、わが国でプレーされたラグビーのルールをもとに整理することで、その意義は充分に存在すると考える。また、未来の日本ラグビーの発展を志向するために、そして今後の日本ラグビーのあり方を考えるためによい資料として、有効活用できるものとする。したがって、本研究では、1957年（昭和33年）以前のルール改正の内容は、英国のルール改正内容の年度で整理するのではなく、日本協会が毎年発刊した“競技規則”からの抜粋記述とした。

資料の整理にあたって、毎年度毎にルール改正の内容について、条項を抜粋し、箇条書きにまとめた。また、安全対策に関するルール改正の条項については、他の条項との判別をしやすくするために、箇条書きにした番号の前に★印で示した。

また、昭和20年（1945年）から現在（平成2年度）までの改正内容を十年ごとに整理して、ルール改正と安全対策との関わり、ルール改正とプレーへの影響等について安全対策の観点より究明、検討を加えた。（表1～表5参照）

結果および考察

1. 昭和20年代

1945年（昭和20年）～1954年（昭和29年）までのルール改正の内容を表1に示した。

戦後の荒廃した日本スポーツ復興期の中で、ラグビー界はいち早く、そして積極的に復興がされた<sup>1,6,9)</sup>。終戦から39日目の9月23日には、ラグビーのゲームが関西で実施され、この試合は全てのス

ポーツ種目の中で先陣を切った記念のゲームであった<sup>1)</sup>。これを皮切りに、東京ラグビー場（現在の秩父宮ラグビー場）の完成、実業団大会（現在の社会人大会）新制大学大会の開催、協会機関誌の発刊さらには国際交流試合の復活等、日本ラグビー界は急速に整備され、普及復興は軌道に乗っていった<sup>1,6,8,9,10,23)</sup>。

安全面からのアプローチもいち早く行われ、関東協会（注5）の昭和24年医務委員の設置を初めとして、翌年関西協会にも医務委員が設置、その後委員の数は年々増加していった。こうした急速なラグビー復興が他のスポーツ種目より、より早く可能になった要因の一つとして、昭和10年代、わが国におけるラグビー隆盛時代<sup>9)</sup>のラグビーの普及、発展、そのプレーヤーへ与えた良い影響が、急速な再興を支えたことを忘れることはできない。

昭和20年代後半になると、日本ラグビーの復興策は早くも軌道にのり始め<sup>1,9)</sup>、昭和27年ラグビーの母国イングランドからオックスフォード大学の来日を皮切りに、世界のラグビー界との国際交流も始められた。この20年代後半ケンブリッジ大学来日でもたらされた南アフリカ、ダニークレイブンの理論は、その後の日本ラグビー界のプレーに大きな影響を及ぼし、日本独自の“接近、展開、連続”の理論（注6）を生み出し、世界のラグビーへの対抗戦術が考えられたことはよく知られている<sup>1,6,8,9)</sup>。

また、この年代は関東と関西の対抗戦や大学と大学間の試合で、幾度となくルール解釈やスケジ

表1. 昭和20年代  
ルール改正の内容

西 暦	ルール改正の内容
1946年	★1)スクラム時のボールの投入について規定 2)スクラム時のオフサイドラインの規定
1948年	1)国際試合の時間：40分 2)ラインアウト時のスクラム選択禁止
1949年	1)ドロップゴールの得点：4点から3点になる
1950年	1)タックル後のプレー規定（足で扱うこと）
1951年	1)スクラムのボールの投入規定 2)ドロップアウトの規定
1952年	★1)プレーヤーの服装：靴の鉋はアルミニウムも認める ★2)スクラムを崩す行為とバインドについて規定 3)退場したプレーヤーに対する規定
1954年	1)タックルされたプレーヤーの行為規制 2)ペナルティキックの規定 3)タッチの定義

\* ★印：安全対策に関係する項目

ールの問題がクローズアップされ、議論が尽くされた。そして、その対策も早急に講じられた。また、こうしたルール解釈の問題は、我が国ばかりの問題でなく世界的なものであった。1948年には南アフリカ、NZ、オーストラリアの南半球3カ国がIRFBへ入会し、IRFBメンバーユニオン(注7)国が8ヶ国に増加、さらに様々な議論が尽くされた。メンバーユニオン国の増加は、ラグビーが英国だけで行われていた時代のスポーツから脱却し、世界のスポーツへと普及発展する過程で重要な意味を持つものと思われる。そしてこの後、IRFBで議論された各事項は、その後の世界ラグビーへの方向性を示す上で重要な議論であったと考

える。

2. 昭和30年代

昭和30年(1955年)～昭和39年(1964年)までのルール改正の内容を表2に示した。

昭和30年代にはいると、わが国のラグビー界も安定した活動が行われるようになった。しかし、昭和31年にはアマチュア問題で日本体育協会からの脱退事件や昭和32年には関東大学ラグビーのブロック制導入など各種問題や事件も生じた<sup>1,8,9)</sup>。

こうした様々な問題に対して、日本協会としての対策が講じられる中、日本ラグビー界は全体的に観客数が減少していった<sup>1)</sup>。これには、様々な要

表2. 昭和30年代  
ルール改正の内容

西暦	ルール改正の内容
1955年	1) キャリーバック等の5mスクラム規定 ★2) 不正なプレーに関する規制 3) スクラムに関する規定 ・フロントローの人数や形成について ★・フロントローは体を捻ったり崩したりしてはならない
1956年	4) ラインアウト時のオフサイド規定 1) スクラムとオフサイド、チャージに関する諸注意 2) ペナルティキックの規定変更 3) 防御側、攻撃側の定義 4) キックオフ、ドロップアウト時のフェアキャッチ許容
1957年	1) ゴールポストのリバウンドボールの扱いについて規定 2) スクラメージの定義変更(セットとルースを規定)
1958年	1) トライ後のゴールキックの条項追加 2) タックルの定義変更 ・タックルされたプレーヤーは再び手でプレーしてよい ★・不正なタックル(アーリィタックル、レイトタックル) 3) アドバンテージルールの適用が広範囲となる 4) ノックオン、スローフォワードの定義 ★5) プレーヤーの服装: 肩当てに対する規制 ★6) オーバー・ザ・トップの条項追加 ★7) 不行跡に対しては2回目以降退場を命ずる 8) フリーキックからのランニングが許される
1960年	1) フロントローの一番目の足を越えればスクラム内である
1961年	1) ペナルティキックの定義変更 (後方へのキックが許されいわゆる“チョンゲリ”ペナルティが可能になる。)
1963年	1) スクラムから出るボールの規定 2) ボールの内圧規定
1964年	1) ラインアウトの定義制定 2) スクラム、ラインアウト、ラックでのオフサイドラインの後退 (ラインアウトではラインオブタッチより相手10m後退となる) 3) スクラムからのヒーリングに関する規定

\* ★印: 安全対策に関する項目

因が考えられる。つまり、1964年（昭和39年）東京オリンピック開催に向けた日本社会全体の指向するところが、オリンピック参加種目でないラグビーに対しては比較的重要視されなかったことも、大きな理由の1つであると考えられる。しかし、実際に当時の日本ラグビーの各ゲームは消極的であり、面白みに欠けていた事が指摘されている<sup>1,8)</sup>。また、大学ラグビーにおける伝統校の低迷や新興勢力の急上昇、社会人の強化策の影響など様々な原因が重なり、ラグビー観衆の足はラグビー場から遠のき、結果として観客数の減少につながったことも否めない。

こうした問題の打開策の一つとして、大学や社会人レベルで日本一を決定しようとする動向がみられ、昭和38年（1963年）に日本選手権、昭和39年（1964年）に全国大学選手権等が実施されるようになった<sup>1,6,8,9,10)</sup>。まさに、日本ラグビーにおける選手権時代、そしてラグビー人気復活の幕開けの時代といっていよう。

しかしながら、昭和30年代の日本ラグビーは、ラグビー界の全体的な流れの中では低迷の時代であったといっていよと思われる。

さて、ルール改正の動向としては、前述したように昭和33年度からルール改正の内容が、NZ協会の好意により年度内に確実に把握できるようになった。この年のルール改正の主眼点は、試合をスピード化することで無意味なゲームの中断をなくすこと、乱暴なプレーを強く取り締まることであった<sup>1)</sup>。この一文からも戦後のラグビーのルール改正の主眼点は、“プレーの継続と安全”に置かれたことがうかがえる。また、ルール全般を35条に大幅整理し、タックルされた後のプレー内容の変更（手でボールを扱ってもよくなる）、フリーキックからのランニングプレーの許容等がされ、以後、ペナルティキックからのランニング許容等を含めたプレーのオープン指向化を計る内容が主なものとなった。

安全対策に関するルール改正の内容としては、表2にも示すように不正なプレーによる傷害の予防等を含めた事故防止に関する改正が主なもので、プレーヤーの服装等に関する改正も行われた。

これ以前の、英国のラグビーと日本のラグビーのルールに相違があったこととすれば、それは諸外国の様々な資料、特に英国の資料等を調査収集し、さらに詳細に検討を加え、現在のラグビーに

与えた影響等を考察することが必要であり、そのこと自体で十分に意義あることと考える。その課題についての言及は、今後の研究の重要な課題として検討したいと考えている。

### 3. 昭和40年代（現代ラグビーの幕開け）

昭和40年（1965年）～昭和49年（1974年）までのルール改正の内容を表3に示した。

世界的にみても1960年代は、ラグビーにとって大きな転換期であった<sup>1,3,11)</sup>。特に、前年昭和39年（1964年）に改正されたオフサイドラインの後退により、今まで以上にオープンプレーを志向するチームが多くなり、この改正は、世界的にもオープンプレーを指向させるための重要なルール改正の条項であった。このルール改正こそ、現代ラグビーの幕開けの改正といっても過言ではないであろう。

これ以後は、表3にも示すようにアドバンテージ適応の拡大やダイレクトタッチの採用、トライの得点増加等、今までのキック重視のラグビーからハンドリングとランニング重視のラグビーへとプレー上の転換が積極的に試みられた。ルール改正においても“プレーの継続”に関する条項について幾度となく実施された。

ルールの中に示されていなかったモールプレーについても昭和43年（1967年）に定義された。また、スクラムの条項の中に含まれていたラックが独立して記述されるようになり、さらにラインアウトの規定も行われた。これらの改正は、直接戦略戦術等に影響するルール改正であり、IRFBの現代ラグビーの確立への意図を窺う事ができる。この昭和40年代後半のルール改正によって、ほぼ現在のラグビーの形態に近いものが完成されていったといえる。

こうした現代ラグビーが確立されていくきっかけとなったものは、ラグビーの母国イングランド協会の100周年であり、これを記念した大事業、“世界へ普及する現代のラグビー”を創造するための意図的なアプローチがなされたためであった<sup>3,9,11)</sup>。

英国イングランド協会創立100周年記念のラグビー国際会議、World Rugby Congressには、わが国を含めて世界各国から約50ヶ国の参加があった。この会議は、ラグビーが始まって以来IRFBメンバーユニオン以外の世界各国が一堂に会した記念すべき会議であり、これ以後、ラグビーにおける

世界的国際交流がますます盛んになったといえる。わが国において、IRFB で実施されたルール改正の内容が IRFB から直接伝達されてくるようになったのは、この年からである。

イングランド協会100周年記念ラグビー国際会議開催に先駆けて、安全対策上では、IRFB 補助機関として重要な組織の創設が実施された。それは1964年にイングランド協会サブコミティが創設されたことであり、これは、ラグビーに関わるすべての関連事項を補助するための機関として作られたもので、安全対策上の問題点もこのサブコミティ内で検討されるようになった。つまり、このサブコミティ設立以後、安全対策上の活動に関しては、IRFB の中でも重要な課題として位置づけされ、安全対策の取り組みが組織的に行われるための基盤となり、機能した機関であったと考える。

さて、日本ラグビーの流れとしては、昭和43年(1968年)のNZ ジュニア(注8)に勝利をおさめて以後、世界のラグビー界からも日本ラグビーが評価を受け、世界のラグビーにいち早く追いつこうとコーチや指導者の養成が積極的に行われた<sup>9)</sup>。こうした活動が成果を挙げ、昭和43年から7年間の日本ラグビーは、日本ラグビー史上最も世界トップレベルのラグビーに近づいた時代であった。さらにこの時代には、IRFB 加盟国ウェールズから

正式に遠征の招待を受けるまでに成長した時代であった。この時代ほど日本ラグビーのレベルが世界と接近していた時代は現在までのところないと言ってよいであろう。

こうした強化策の実績に、追隨するようにわが国の競技人口は年々増加していった。しかし、わが国の安全対策面では、不幸にも死亡事故など数々の重傷事故が報告されるようになった<sup>1,8,9,13)</sup>。特に、高校生を初めとする青少年プレーヤーの重傷事故についても報告がされ、ラグビーにおける事故防止は大きくクローズアップされた。日本協会(注5)では早急に対策が施された。昭和40年(1965年)には関東、関西協会に事故防止委員会が設置され、さらに昭和42年(1967年)からは各県1名の医務委員が設置された。特に、青少年プレーヤーの重傷事故に関しては、万全を期した安全確保の取り組みが施され、昭和42年(1967年)事故防止委員会の中に高等学校ラグビー対策委員会も設置された。

こうした事故防止を含めた安全対策の問題点は、1950年代以降のスポーツ医学の世界的な発展とともに、ラグビーにおいても検討、議論されるようになった。そして、プレーヤーばかりでなく、指導者をはじめとするプレーヤーをサポートする側の課題の一つとしても取り上げられ、その重要性は近年、特に強調されるようになっていった<sup>5,8,11,13)</sup>。

表3. 昭和40年代(現代ラグビーの幕開け)

西 暦	ルール改正の内容
1966年	1)ダイレクトタッチの採用(国内ローカルルール) 2)プレーヤーの背番号標準指示
1967年	1)モールプレーの新たな定義
1968年	★1)国際試合での負傷したプレーヤーの交替を2名以内とする
1969年	1)ルールブックの大幅整理, 条項35条から27条へ ★2)危険なタックルに対する規制(警告) 3)スクラムに関するもの ・併記してあったルーススクラムをラックとして独立 ・守備側のスクラムハーフの位置規定
	4)アドバンテージの条項が明記 5)トライ, グラウンディングの規定を緩和
1970年	1)ダイレクトタッチの国際ルールとしての採用 2)ゴールキックに要する時間の短縮 3)フェアキャッチの定義
1971年	1)トライの得点: 3点から4点へ
1972年	1)クリケットキャッチの許容
1973年	1)ラインアウトの長さの規定

\* ★印: 安全対策に関係する項目

安全対策上のアプローチから、ルールの改正が行われたと思われる重要な改正条項が、昭和42年(1968年)に実施された。それは本来、ラグビーではプレーヤーの交代が許されていなかった条項を変更したものであった。負傷退場による戦力の不均衡を防止するために、ラグビーの基本原則を変更し、国際試合での負傷したプレーヤーの交替を認める改正が行われた。これは、戦力の不均衡による残り14名のプレーヤーへの身体的負荷の増加、外傷発生の予防、さらには負傷プレーヤーが無理して競技復帰した場合の重傷外傷を防止するために実施されたルール改正であったものと考えられる。

#### 4. 昭和50年代(安全対策強化の時代)

昭和50年(1975年)～昭和59年(1984年)までのルール改正の内容を表4に示した。

事故防止対策に力が注がれた昭和40年代の安全対策の流れを受けて、昭和53年、54年と引き続いてわが国では、関東・関西協会(注6)共に傷害互助会や見舞金制度等の傷害保険制度が確立し、プレーヤーのサポートする体制が強化された。また、重症外傷予防、事故防止のために安全対策の取り組みについては、コーチ、指導者、レフェリー等にも万全を期すための活動が行われて、重要性が強調された。

ルール改正の内容についても、表4からも明確に表されているように“プレーの継続と安全”がますますクローズアップされるようになった。特に、昭和50年(1975年)以降は、安全対策の観点からのルール改正が毎年のように実施されるようになり、まさに本格的な安全対策上のアプローチがルール改正においても考慮され、1970年代後半より実施されるようになったと言えるであろう。

こうした安全面からの改正で、スクラムに関するルール改正も非常に多く実施されたことは特徴の一つといえる。これは、明らかにスクラムが崩れた場合の頸椎損傷等の重症外傷防止の観点から安全対策上実施された改正であると考えられる。また、タックル後のプレーに対しても規制されるようになった。これは、“プレーの継続と安全”つまり、ボールの動きを停滞させるパイルアップ(注9)の形成防止と、地面等に横たわる事で生ずるプレーヤーの危険性の双方を考慮したルールの改正であると思われる。

世界的なラグビーの安全対策の取り組みも急速

に発展し、昭和50年(1975年)の国際医学会議からはラグビーの医学的アプローチの世界的交流も正式に実施され、薬物の取扱等についてはIRFBへ働きかけることも行われるようになった<sup>5)</sup>。さらに、1978年にはIRFB補助機関であるメディカル・アドバイザー・コミッティ総会が実施され、正式な医学的IRFBサポート機関が設置された。明らかにIRFBがラグビーにおける安全対策の重要性を強調したことの現れである。

こうしたIRFBの補助機関の整備により、IRFB自体も正式に補助機関の勧告を受けて様々な検討事項の議論が行われるようになり、世界各国に伝達されていく体制が確立した。このことが、わが国を含めた、世界のラグビーへ与えた影響は大きく、現代のラグビーにおける安全対策の重要性を再認識させるために、よい結果に結びついていったと考えてよいであろう。

これ以後、1980年代にはいと安全対策上の取り組みは、コーチや指導者の立場からもアプローチされ、川島<sup>14)</sup>の報告にもあるように教育・指導用のフィルム・ビデオの製作等も積極的に行われるようになった。ルールの改正についても、明らかに安全対策上の観点からIRFBへの勧告が行われ、実施されたルール改正の内容が認められる。その例としては、昭和59年(1984年)の脳震盪を起して退場したプレーヤーに対する措置についてであり、これはプレーヤーのプレー以外のところでも安全面の配慮をおこなうことをルールにおいて規定したものであった。この改正の内容は、メディカル・アドバイザー・コミッティが直接勧告し規定されたルール改正であり、これ以後も毎年のように安全対策の観点よりIRFBへ直接勧告等がされるようになりルール改正が実施されている。

こうした世界的な安全対策の取り組みの充実は、わが国においても同様であり、さらに本格的なサポート体制が整備されるようになった。昭和59年(1984年)には、関東協会の医務委員会が発展解消し、関東協会にメディカル・ソサイエティが設立、事故防止委員会は安全対策委員会に改名された<sup>8)</sup>。安全対策上のルールへのアプローチとしては、国内特別ルールの採用や青少年への安全の確保等のルール改正が実施された。また、昭和60年(1986年)第6回のIRFBメディカル・アドバイザー・コミッティ定例会議からは、メンバーユニオン以外からの参加も実現した。この会議には我が国が

表4. 昭和50年代（安全対策強化の時代）

西 暦	ルール改正の内容
1975年	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) メートル制の採用：わが国では昭和33年よりメートル表示</li> <li>★2) 国内試合でも負傷による交替を2名以内認める</li> <li>★3) シューズのびょうの規格変更</li> <li>4) スクラム、ラックでのキャリーバック規定</li> <li>5) ラインアウトで味方との間隔50cmになる</li> </ul>
1976年	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 故意に時間を空費させる行為に対する規制</li> <li>★2) 医師以外の医務心得者の勧告でも交替可能となる</li> <li>★3) 不行跡への厳格な規制，防止</li> </ul>
1977年	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) スクラムでのプロップは，相手側とバインドし合うこと</li> <li>2) 自陣内でのフェアキャッチが有効となる</li> <li>3) フリーキックの条項新設</li> </ul>
1978年	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) アンフェアなプレー（時間の空費）に対する規制</li> <li>★2) タックルの定義の変更                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上に横たわっているプレーヤーは，直ちにボールをプレーするか，起き上がらなければならない</li> </ul> </li> <li>★3) フォーリングダウン防止のためプロップのバインド強化</li> <li>4) ラインアウトに並ぶプレーヤーの規定</li> <li>5) フェアキャッチ等のフリーキックに対する規定</li> <li>6) ラックモールにおけるオフサイドの条項の統一</li> <li>★7) 足以外でのフッキング禁止</li> </ul>
1979年	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) 負傷による休止：2分以内から1分以内に縮少</li> <li>2) タッチの定義変更</li> <li>★3) スクラムに関するもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回転したスクラムでのNO8の行動確認</li> </ul> </li> <li>4) ラインアウトのボールの投入規定</li> <li>5) ラック，モールにおけるオフサイドの条項を合併統一</li> <li>6) フェアキャッチ出来る範囲が自陣22m以内となる</li> <li>7) アドバンテージの適応の拡大</li> <li>★8) 国際試合でのタッチジャッチの権限追加不行跡及び危険なプレーに対してレフリーに合図可能</li> <li>★9) 倒れ込むプレーに対して詳細な規定</li> <li>10) トライ表示の明確化：トライとゴールを分けて表示</li> </ul>
1980年	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) キックオフの方法規定</li> <li>2) ラインアウトのボールの投入について規定</li> <li>★3) 競技区域以外でのペナルティ行為に対する規定</li> </ul>
1981年	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) 19歳未満においては6名まで交替が認められる。また，交替に関してキャプテンの同意は不要となる</li> <li>★2) 先端に1本のスタッドをつけたスパイクの使用禁止</li> <li>★3) タックルの定義の変更                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボールが地面につかなくても，倒されたプレーヤーは直ちにボールを離さなくてはならない</li> </ul> </li> <li>★4) スクラムに関するもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1番のプレーヤーと3番のプレーヤーのバインド</li> <li>・ 崩す行為を条項に追加する</li> </ul> </li> <li>★5) ボールの上に倒れ込むプレーーに対する規定</li> </ul>
1982年	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) タックルの成立について規定</li> <li>★2) スクラムに関するもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タッチラインより5m以内では成立しない</li> <li>・ フロントローは常に3名で形成される</li> <li>・ フロントロー以外のプレーヤーの行為規定</li> </ul> </li> <li>3) ラインアウトでダブルモーションでの投入の禁止</li> </ul>
1983年	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) ラインアウトに並ぶ人数と長さの制約</li> <li>2) タックル後のボール処置に関するもの</li> <li>★3) 危険なタックルの禁止</li> <li>★4) 高専，高校生以下対象の国内特別ルール採用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクラムを組む人数の制限および2段階の組み方</li> <li>・ スクラム時の姿勢規定</li> <li>・ モールを崩す行為の禁止</li> <li>・ ペナルティおよびフリーキックでスクラムの選択禁止</li> </ul> </li> <li>★5) 医師がいない場合の負傷交替はレフリーの判断による</li> </ul>
1984年	<ul style="list-style-type: none"> <li>★1) フライングウェッジの禁止</li> <li>★2) 脳震盪を起こしたプレーヤーの措置</li> </ul>

\* ★印：安全対策に関係する項目



らの代表を含めたカナダ、アルゼンチン、アメリカの代表が参加し、議論が尽くされた。このことから、世界的にラグビーの安全対策の重要性については、強調されていることを示していると言える。

まさにこの十年は、安全対策の取り組みとともに、現代ラグビーの発展が示された時代といって過言ではないであろう。

5. 昭和から平成の時代

昭和60年（1986年）～平成2年（1990年）までのルール改正の内容を表5に示した。

真の世界一を決定するために開催された、昭和61年（1987年）の第1回ワールドカップを期に、プレーヤーへはさらに激しい動きのラグビーが要求されるようになった。これに関連して国際的なルール統一や安全対策もますます強化されることが余儀なくされた。

1985年のタックルの定義変更や1988年の競技区域内に入る事のできる医師、医務心得者の規定（わが国においては、メディカルサポーター制度）などが規定された。特に、医務心得者の導入は、ラグビー発祥以来、プレーヤーとレフェリー以外に競技区域内に入ることが許されなかったルールが改正されたものであり、世界のラグビーの流れを考察する意味でも、非常に重要な改正事項であると

考える。つまり、これらの安全対策に関連するルール改正においては、NZやオーストラリア等の南半球のラグビーに対する取り組みがIRFBでも非常に注目されるようになり、世界のラグビーそのものが南半球のラグビー主流に推移する時代が到来したといつてよいと考える。

わが国においても、昭和62年（1988年）に日本協会メディカルコミティが設立され、日本協会レベルで安全対策の活動が実施される体制が確立した。ドーピングテストや痛み止め注射の禁止通達など安全対策の観点から様々な問題点について検討議論がなされた。

今や、“ラグビー”というスポーツをプレーする場合、コーチ、レフェリーをする場合等、ラグビーに関わるすべての場面において、ラグビーの安全対策についての万全な配慮を忘れることはできない。現在のラグビーにおける安全対策の取り組みについては、世界各国のラグビー界に共通で、かつ必要不可欠な検討課題になっているといつても過言ではない。つまり、ラグビーというスポーツが真の世界共通のスポーツ種目の一つとして、全世界に知られ、かつ楽しくプレーされるためには、プレーヤーの安全対策に万全を期すことが、まず第1の不可欠な課題となっている。今後、他の世界的発展をとげたスポーツ種目と同様に、ラグビーにおいても世界的な選手権大会の定着と発展

年代 条項	1946--1959			1960年代		1970年代		1980年--現在		
	46		60	65	70	75	80	85	90	
安全対策 関連	★	★	★		★★		★★★★★	★★★★★	★★★★★	★★
スクラム 関連	○○	○○	○	○	○○	○	○	○○○	○○○	○○○
ラインアウト 関連		○			○		○○○	○○	○○	
モール ラック関連					○		○	○○	○○	
キック関連		○	○	○	○	○	○○○	○		○○
タックル 関連		○	○	○		○		○	○○	○○
その他	○○	○	○			○○○	○	○	○	○

図1 近年（1945年以降）のルール改正の変遷

表5. 昭和60年代

西 暦

ルール改正の内容

1985年	<p>★1) モール、ラックに参加するプレーヤー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭と肩を腰よりも低くして参加してはならない</li> <li>・少なくとも片方の腕は、バインドしなければならない</li> </ul> <p>★2) タックルの改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横になっているプレーヤーの上に、またはそれを越えて倒れてはいけけない</li> </ul>
1986年	<p>★1) 21歳未満のゲームにおいては6名まで交替が許される</p> <p>★2) スクラムに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フッカーのフッキング時のフットポジション規定</li> <li>・フロントローの姿勢規定、バインド強化の徹底</li> </ul> <p>★3) ボールに近接して地上に横たわるプレーに対する規制</p> <p>★4) モールに参加するプレーヤーの姿勢とバインド</p> <p>—— 〈国内ローカルルール1年間の試験的採用〉 ——</p> <p>5) フェアーキャッチに対して選択権を与える</p> <p>6) オンサイドの変更</p> <p>★7) スクラムに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タッチおよびゴールラインから5m以内ではされない</li> </ul> <p>8) スクラム及びモール、ラックでボールを故意に出さないプレーを禁じる。</p> <p>〈1986年度国内ルールの正式採用〉</p>
1987年	
1988年	<p>★1) 競技区域に入ることが認められている医務心得者（日本においてはメディカルサポーター制）は競技区域内にレフリーの許なくとも入ることが許される</p> <p>2) インゴールエリアで起こる反則について規定</p> <p>★3) タックルされたプレーヤーへの規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスか、手放すか、立ち上がるか、ボールから離れる</li> </ul> <p>★4) スクラムに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクラムの中央線90度以上回転した場合、再び組み直し</li> <li>・第2列の選手のバインド（スクラム形成の最低人数）</li> </ul> <p>5) フリーキックのチャージの開始時の規定</p> <p>6) スクラム、ラックから出るボールを妨げてはならない</p> <p>7) ペナルティキックからフリーキックへ変更条項</p> <p>★・フロントロー以外のバインディング不良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクラム内のボールにプレー、またはボールを戻す行</li> <li>・ラックにボールを戻すこと</li> <li>・ラインアウトにおける移動時のプレーヤーの間隔</li> <li>・ノット5m</li> </ul>
1989年	<p>★1) スクラムに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4段階で組むスクラムの実施</li> <li>・フロントローのフットポジション</li> <li>・ノーマルスタンス（プロップの場合）の統一</li> </ul> <p>2) インゴールでのノックオン、スローフォワードについて</p> <p>3) タックルされたプレーヤーのプレー統一</p>
1990年	<p>1) スクラムに関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクラムが90度以上回転した場合の投入側に関する規</li> <li>・投入を故意に遅滞させた場合の規定</li> <li>・オフサイドプレーヤーがスクラムから離散できる</li> </ul> <p>2) フリーキックへのチャージに関する規定</p> <p>3) ゴールキック時に砂やおがくずの使用が認められる</p>

\* ★印：安全対策に関係する項目

のため、1990年代は大きく一歩前進したと言っても良いであろう。

近年のルール改正の主眼点は、ラグビーというスポーツを世界に広め、発展させるために、ゲームの展開に継続性を持たせること。そしてプレイヤーの負傷というプレー上の危険を防ぐことに置かれている。この主眼点を明確に示すために本研究では、ラグビーのルール改正の変遷について、安全対策の観点から整理した。

以上のように整理した各年代をすべてまとめて第二次世界大戦後のルール改正の変遷としてまとめて図示してみると、図1のように示すことができる。安全対策に関係する条項のルール改正が実施された年度については、最上段に★印で示し、より明確に表した。

図1にも示されるように、ルール改正の条項の中でスクラムに関する条項とともに安全対策に関する条項も数多くルール改正が実施されてきた。スクラムに関しては、その特性から重傷事故を起こさせないよう最大限に予防をしなければならない課題であり、また、スクラム形成時は不正なプレーも多い。さらに、現代のラグビーがおもしろさを追求するためには、“スクラムのプレーに多くの時間を費やさない”とする傾向を無視する事は困難であったと思われる。そのため、数多くのルール改正が行われたものと推察する。

本研究により、ルール改正の変遷を安全対策の観点から詳細に整理、検討することにより、ラグビーの安全対策の取り組みとルール改正との関わりは、近年の世界のラグビーの流れの中で深く関連しており、特に1970年代の後半からは直接的にルールへも反映され、いかに重要視されてきたかを明確に示すことができた。

今後のラグビーにおいては、ワールドカップの定着と発展にともない、重要な課題として“プレーの継続と安全対策”について、さらに追求され、多くの議論が尽くされることであろう。そして、“より楽しく、よりハードなラグビー”を展開することが求められることであろう。今後は、日本協会の活動や世界の流れ等も検討事項に入れ、特にワールドカップの動向を考慮しながら、ラグビーにおけるルールについて詳細に研究を継続していくことが、ラグビーの発展に役立つと考える。

## まとめ

第二次世界大戦以後、ラグビーの普及発展が志向され、ゲームのスペクタクル化を謀るために、プレーのスピードアップと継続化が積極的に取り組まれた。プレーの継続化と同時に、プレイヤーの安全対策についても世界的に共通の課題として積極的に取り組まなければならない課題であった。

こうした現代ラグビーの動向の具体化は、プレーそのものを規定するルールに直接反映されることになる。したがって、ルール改正の流れを整理することによって、現代ラグビーが指向してきたもの、さらに今後指向するラグビーの姿を明確に表わすことができると考えられる。本研究では、こうした現代ラグビーのルール改正の変遷を安全対策の視点から検討を加え、その重要性について明確に示そうと試みた。

第二次世界大戦以後、安全対策に関連するルールの改正は、19回にわたり実施された。1970年代後半からは、より重要視されて本格的に取り組まれ毎年のようにルール改正が実施されるようになった。中でも頻繁にルールが改正された条項はスクラムに関する条項であった。これは、明らかにプレイヤーの安全確保を考慮し、重傷外傷の予防を目的として改正されたものである。積極的に実施された安全対策に関連するルール改正の中には、交替人員の確保や競技場への立入者（メディカルサポーター制導入）等に関するルール改正も実施されるようになり、ラグビーの質、そのものにも影響を及ぼす内容でもあった。

また近年では、スピードアップに伴うコンタクトプレーの激しさやゲーム展開の速さ等が重要視されてきた。プレーの連続とも関連してタックルに関する条項について改正が行われ、12回ものルールの改正が実施された。加えて、日本国内のローカルルールの設定など、わが国特有の課題を検討しながら、日本独自のラグビー普及発展を積極的に指向して、ルール改正の取り組みは実施されてきた。

今後は、ワールドカップ開催の定着と発展に追従して、ルール改正も繰り返して実施されよう。そして、“より楽しい、より激しいプレー”として“より安全なラグビー”がさらに追求されることになると推測される。

注

- 注1. 現代のラグビーフットボールとは、現在では一般  
的(3)(6)(8)(9)(11)に、1950年-1960年代  
以降のラグビーを示して用いられている。
- 注2. 1887年に設立。世界各国のラグビーユニオン間の  
トラブル調整や国際スケジュールの決定、さらにル  
ールの検討改正など世界のラグビーを統括する機関  
の名称のこと。現在は、イングランド、スコットラ  
ンド、ウェールズ、アイルランド、フランス、南ア  
フリカ、NZ、オーストリアの8ヶ国協会(ユニオン)  
で構成されている。
- 注3. 現在、イギリス国内のラグビーにおいては、イン  
グランド協会、スコットランド協会、ウェールズ協  
会、そしてアイルランド協会の4協会がそれぞれ一  
つの国と同じ扱いで独立した形で世界的にも活動し  
ている。これは、イギリス国の歴史的背景によるも  
のである。
- 注4. ラグビーのルールに内在する基本的意志とは、イ  
コールコンディションの獲得、ゲームの継続、そし  
て安全の3つである。
- 注5. 現在、日本国内のラグビーでは、日本協会統括の  
もとの、関東協会(北海道、東北、関東地方の各都  
道県協会の統括)、関西協会(東海、北陸、近畿、中  
国、四国地方の各府県協会の統括)、そして九州協会  
(九州地方の各県協会の統括)の3地域協会がそれ  
ぞれ統括している。
- 注6. 昭和28年度、英国の名門ケンブリッジ大学の来日  
の際、日本ラグビー界は南アフリカ代表チームの監  
督ダニークレイブンの理論に接することができた。  
この理論を参考に後の日本代表監督大西鐵之祐氏に  
よって世界のラグビーと対戦するために考え出され  
た日本独自の理論のこと。
- 注7. IRFB(注2に示す)を構成する8つのユニオン  
のこと。
- 注8. 23歳以下のプレーヤーで構成されたニュージーラン  
ドの国を代表するチームの呼称。
- 注9. 競技区域内で、プレーヤーにいずれの反則行為もな  
く、プレーができなくなった状態。

引用・参考文献

- 1) ベースボールマガジン社(1989)：激動の昭和スポ  
ーツ史13 ラグビー編。ベースボールマガジン社、  
東京、pp. 52-122。
- 2) 江田昌佑ら(1985)：ラグビーにおける障害に関す  
る研究(I, II)。日本体育学会第36回大会号。  
755。
- 3) エリック・ダニング、ケネス・シャド共著、大西鐵  
之祐、大沼賢治共訳(1983)：ラグビーとイギリス  
人—ラグビーフットボール発達の社会学的研究、ベ  
ースボールマガジン社：東京、pp. 1-23, pp. 281

-341.

- 4) Gadeney CH (1973) : The History of the LAWS  
of Rugby Football 1949-1972. Walker & Co.,  
London, pp. 1-77.
- 5) Geoffrey Vanderfierd (1989) : History of medi-  
cine in rugby, concussion, aspects of soinal  
injury in rugby. J Clini Sports Med 6 : 841-853.
- 6) 池口康雄(1981)：近代ラグビー百年、ベースボ  
ールマガジン社、東京、pp. 206-254, pp. 255-267、
- 7) 日本ラグビーフットボール協会(1947-1990)：競  
技規則、日本ラグビーフットボール協会。東京、
- 8) 日本ラグビーフットボール協会(1950-1989)：機  
関誌 RUGBY.日本ラグビーフットボール協会、東  
京、vol. 1~vol. 39、
- 9) 日本ラグビーフットボール協会(1976)：協会50年  
史。日本ラグビーフットボール協会、東京、pp. 99  
-111, pp. 158-167, pp. 288-298.
- 10) 日本ラグビーフットボール協会(1964)：日本ラグ  
ビー史。日本ラグビーフットボール協会、東京、  
pp. 177-181, pp. 272-349.
- 11) 日本ラグビーフットボール協会(1988)：Even  
Better Rugby. 日本ラグビーフットボール協会、  
東京、pp. 1-88.
- 12) John E Davies (1989)：ウェールズにおけるラグ  
ビーでの重症外傷。臨床スポーツ医学 6 : 855-  
861.
- 13) 関東ラグビーフットボール協会(1986)：ラグビー  
における安全対策マニュアル。日本ラグビーフ  
ットボール協会、東京、6 : 1-13.
- 14) 川島淳夫ら(1988)：ラグビーの教育・指導用フィ  
ルム及びビデオの研究—イングランドにおける歴  
史の変遷について—。筑波大学体育科学系紀要  
11 : 353-360.
- 15) 岸谷勲(1989)：日本におけるラグビー外傷の統計。  
臨床スポーツ医学 6 : 863-868.
- 16) 河野一郎(1985)：ラグビーとスポーツ医学—頭部  
打撲を中心に—。臨床スポーツ医学 2 : 259-264.
- 17) 守能信次(1984)：スポーツとルールの社会学、名  
古屋大学出版会、名古屋、pp. 1-85.
- 18) 中島寛之他(1983)：部位別外傷と障害—ラグビー  
外傷。スポーツ外傷と障害—増補版。文光堂、東  
京、pp. 33-39.
- 19) 中村樗(1983)：ラグビー競技場の変遷。日本体育  
学会第34回大会号、p. 121.
- 20) 中村敏雄(1989)：メンバーチェンジの思想。平凡  
社、東京、pp. 10-36.
- 21) 奥脇透ら(1987)：ラグビーにおける頭部打撲後の  
経過—チームドクターの立場から—、第7回東日  
本スポーツ医学研究会報告書 26, pp. 90-92.
- 22) Royds P (1949) : The History of the LAWS of

Rugby Football. Walker & Co., London.

- 23) ラグビーマガジン社編集部(1974)：日本ラグビー物語。ラグビーマガジン社，東京，pp. 157-325.
- 24) 菅原禮(1980)：スポーツ規範の社会学—ルールの構造分析—。不味堂出版，東京，pp. 9-72.
- 25) 外山幸正他(1985)：ラグビーフットボールにおける頭部外傷について—昭和59年度シーズンの調査報告—。臨床スポーツ医学 2：731-734.
- 26) 徳重克彦(1988)：スポーツ外傷と障害9—ラグビー—。体育の科学：865-870.